

幕長戦争の政治的影響

—大島口を視点として—

田口由香*

Political Influence of the War between the Choshu Clan and the Tokugawa Shogunate: From Point of view of Oshima

Yuka TAGUCHI

Abstract

In 1866, the Choshu Clan, daimyo domain, enter into war against the Tokugawa Shogunate. As a result, this showed the sign which the Shogunate's absolute power was declining. For example, the Matsuyama Clan, which supported the Tokugawa Shogunate, sent its forces to fight against Oshima, the eastern part of the Choshu Clan. But since the Choshu Clan won the battle, declaring the justice of the actions to other Clans, the Matsuyama Clan was forced to apologize to the Choshu Clan after the war. That is, by the victory of the war the Choshu Clan succeeded in keeping down the Tokugawa Shogunate's powers over feudal lords all over the country. When Tokugawa Yoshinobu assumed the last Shogun, the Matsuyama Clan began to have a hostile attitude toward the Choshu Clan again. It showed that the authority of the Tokugawa Shogunate could be regained by Tokugawa Yoshinobu.

Key words: the Choshu Clan, Oshima, the Matsuyama Clan, the Tokugawa Shogunate, Tokugawa Yoshinobu

はじめに

本論文は、幕長戦争が、幕末期の幕府政治にどのような影響を与えたのかを明らかにするものである。対象期間を幕長戦争前後の慶応2（1866）年から慶応3（1867）年とし、次の3点を検討する。第一は、長州藩は何を目的として幕府と戦争したのかである。明治維新史研究においては、これまで、慶応2年1月に締結された薩長盟約は、討幕を目的とした軍事同盟と位置づけられてきた¹⁾。それに対して、近年では、討幕には至っておらず、国家復興を第一の目的としていたことが明らかにされてきている²⁾。前者の見解では、幕長戦争は討幕のための戦争と位置づけられるが、後者では、なぜ長州藩は幕府と戦争する必要があったのかという疑問が生じる。よって、長州藩政府が、何を目的として薩長盟約を締結し、幕府との戦争をどのように認識していたのかを検討する。

第二に、実際の戦闘において、長州藩はどのような方針で幕府と戦ったのかである。慶応2年6月に開戦した幕長戦争は、長州藩の四つの境界地

点が戦闘場所となった。そのなかでも大島口は開戦場所となり、幕府軍の松山兵が上陸して激しい戦闘が行われた。よって、大島口を視点として、実際の戦闘状況から長州藩の方針を検討する。

第三に、戦争終結後、幕長戦争が幕府政治にどのような政治的影響を与えたのかである。9月に休戦協定が締結されると、松山藩は長州藩に謝罪に訪れている。慶応3年1月の解兵令後も、三田尻・宮市において3度に渡る会見が行われた。なぜ松山藩は会見に訪れたのか。戦争後の会見内容は、両者の立場を明らかにし、その戦争が与えた影響を明らかにするうえで重要と考える。しかし、『修訂防長回天史』八（マツノ書店、復刻1991年）では、休戦後に行われた謝罪会見の内容のみが記載されており、解兵後の会見内容には触れていない。『周防大島町誌』（大島町役場、復刻1994年）においても同様である。よって、すべての会見内容を検討する。

以上の3点を検討することで、慶応2年から3年の政局において、幕長戦争がどのような政治的影響を与えたのか明らかにしたい。

1. 長州藩の戦争目的

1. 1 薩長盟約の目的

まず、薩長盟約の目的を明らかにするために、その内容をみてみよう。

薩長盟約は、慶応2年1月21日、京都二本松薩摩藩邸において結ばれた。出席者は、薩摩藩の西郷隆盛・小松帯刀、長州藩の木戸孝允、土佐藩の坂本龍馬である。その内容は、1月23日、木戸が坂本に盟約内容の確認を依頼した書翰にみる事ができる³⁾。木戸は、次の六カ条を示している。

- ①戦と相成候時は、直様二千余之兵を急速差登し、只今在京之兵と合し、浪華へも千程は差置、京坂両処を相固め候事
- ②戦自然も我勝利と相成候気鋒有之候とき、其節朝廷へ申上、訖度尽力之次第有之候との事
- ③万一戦負色に有之候とも一年や半年に決而潰滅致し候と申事は無之事に付、其間には必尽力之次第訖度有之候との事
- ④是なりにて幕兵東帰せしときは、訖度朝廷へ申上、直様冤罪は従朝廷御免に相成候都合に訖度尽力との事
- ⑤兵士をも上国之上、橋会桑等も如只今次第に而、勿体なくも朝廷を擁し奉り、正義を抗み、周旋尽力之道を相遮り候ときは終に及決戦候外無之との事
- ⑥冤罪も御免之上は双方誠心を以相合し、皇国之御為に碎身尽力仕候事は不及申、いづれ之道にしても、今日より双方皇国之御為皇威相暉御回復に立至り候を目途に誠心を尽し、訖度尽力可仕との事

まず、①からは、長州藩と幕府との戦争が開戦した場合、後方支援として薩摩藩が京都・大坂に兵を置くことが決められたことがわかる。②③④では、開戦の有無や長州藩の勝敗に関わらず、薩摩藩が朝廷に長州藩の冤罪を進言し、朝廷の許しを得ることが決められた。また、⑤では、一橋慶喜・会津藩・桑名藩が、薩摩藩の朝廷進言を阻止するのであれば決戦に及ぶとしている。

長州藩の冤罪とは、元治元(1864)年7月に起こった禁門の変によって、長州藩が追討の勅命を受けたことを指す。それが、第一次・第二次長州出兵の発端となったのであるが、長州藩は冤罪を訴えて朝廷の許しを求めていた。そして、⑥では、長州藩の冤罪が許されたならば、国家のため薩長両藩が朝廷の権威回復に協力するとしている⁴⁾。

以上の六カ条から、薩長盟約は、国家復興のた

めに朝廷の政治的権威を回復することを目的とし、両藩の協力を約束したものと見える。その前提として、長州藩の冤罪を晴らす必要があった。そのための薩摩藩による朝廷周旋と、開戦時の後方支援が確約されたのである。

1. 2 軍事命令の方針

次に、長州藩の戦争目的を明らかにするために、藩内に幕府との戦争をどのように説明していたのかをみてみよう。慶応2年4月、長州藩主毛利敬親の御黒印による軍令には、諸隊に対する細かいきまりが示されている。長文ではあるが、九カ条を次に挙げておく⁵⁾。

- ①今度従関東軍勢差向候は、全以朝廷を奉誣、私之非を遂る所為ニ候、曲直の在る所天人是を知る、長防微力といへとも、方鎮之任、且は武門之習ひ及一戦之条、諸手を整へ無恩せ可有駆引事
- ②諸手之者本陣之令に不可背、惣て諸隊惣督・諸兵司令ハ本陣之約束を守り、兵卒ハ其長之差図を請て進退すへし、背令ものハ可為不忠事
付り、惣督・司令時々本陣に至り、存付旨趣無腹蔵可申談事
- ③諸口分配之諸手一向に可遂防戦候、縦令一方小敗雖有之聊無内顧之念、各堅く請場を守るへき事
- ④防戦持久を主として、軽率に境を越て進むへからず、自然不得止事時は人数を分ち嚴重に境を守らしむへし、勿論応援之手組、恕せあるましき事
付、隣国に入る時ハ借地之由可申達、不敵対ものには信義を不可失事
(付案にて抹削)
- ⑤他国に雖押出、猥に百姓を遣ひ、農業を不可妨、農家之物を押借掠取等堅禁止之事、沿海之地、敵軍艦を以て迫るといへとも、人数を出して専ら海岸を守り、或ハ敵に応せんとして東西走すへからず、敵之揚陸するを待、決戦之心得可為肝要事
- ⑥諸手互に救応せしめ、一手之功を不可貧、兼又申合する旨、臨事違約不可有事
- ⑦抜掛は一軍之紀律をみたる基也、縦令雖有功名、背軍令之罪不可遁事
付り、本陣之命を不請して山口え注進せしむるものハ場を逃す之例に同したるへき事
- ⑧「司令之命を不用」猥に弾薬を費すを禁す、敵間を計らず発砲し、或ハ敵間近といへとも

令乱放ものハ、不覚之沙汰たるへき事

⑨喧嘩口論惣て非礼非義之振舞有間敷事

まず、①から、長州藩の幕府との戦争に対する認識がわかる。長州藩への出兵は、幕府が朝廷に事実を曲げて進言し、幕府の思い通りに事を進めようとして起ったことであり、長州藩は幕府の「私之非」を正すために戦争に及ぶと説明している。長州藩は、幕府の非を、自らの統治権力を守るため、反対勢力を征伐しようとしているだけと認識していた⁶⁾。それに対して諸隊には、諸手の態勢を整え、慌てることがないように命じている。③④⑤では、あくまでも「防戦」であることを強調している。持ち場を守り、軽卒に境を越えて進軍しないこと、海岸に幕府の軍艦が迫っても上陸するのを待って決戦することが肝要であることを命じている。また、④の付りや⑤では、他藩に対して「信義」を重んじた行動をとることを求めている。むやみやたらに農民を使役して農業を妨害したり、物品を奪うことを禁止し、戦争においても秩序を乱さないことを命じている。②や⑥～⑨からは、隊の規律を必要としたことがわかる。諸隊の惣督などは本陣の令に従い、諸兵はその長官の命令に従うこと、喧嘩口論の禁止などを命じている。

以上の軍令から、長州藩は藩内に幕府が非であることを説き、幕府を鎮静するために長州藩は戦う義務があると説明したといえる。また、薩長盟約においても、国家復興のために朝廷の政治的権威を回復することを目的としていた。長州藩は、朝廷の権威を回復するために、戦争によって幕府の権威を抑えようとしたのである。

2. 大島口の戦闘状況

慶応2年6月7日、幕府が上関を砲撃する。開戦後、長州藩はどのような方針で幕府と戦ったのだろうか。

大島口には、幕府軍として松山藩が出兵した⁷⁾。対する長州藩は、大島口に、諸隊の第二奇兵隊・浩武隊、大島郡の給領主である村上・浦・飯田氏などの隊、その他に農兵隊・護国隊などを配備した。第二奇兵隊(南奇兵隊)は、大島郡や室積周辺の有志を中心とし、石城山(現:光市大和町)を本陣としていた。開戦後は、上関や大島からの戦況報告を受けており、大島では屋代の西蓮寺を本陣として松山兵と戦った。よって、第二奇兵隊が記録した「第二奇兵隊大島郡出陣中日記」(毛利家文庫、山口県文書館蔵。以下「日記」)から、大島口の戦闘経緯を追ってみよう。



大島口の要図⁸⁾

6月7日、上関代官所から第二奇兵隊に次の報告がある。巳刻(10時頃)、蒸気船1艘が上関の横島近辺を砲撃し、さらに、室津白浜・瀬戸の人家や上関の墓石に撃込むが怪我人はなかった⁹⁾。大島郡代官所からは次の報告がある。巳刻、蒸気船1艘が安下庄の沖合から4発砲撃し、そのうち2発が龍崎から10丁程(約1km)の海中に落ちた。さらに外入に1発砲撃し、伊予へ向けて去った。

6月8日、辰下刻(8~9時)、大島郡代官所から、先刻より油宇の沖で蒸気船2艘が4・5発砲撃し、さらに安下庄で頻りに発砲しているという急報がある。また、申上刻(15~16時)、大島郡代官の斉藤市郎兵衛から、幕府の蒸気船5艘と和船数十艘が久賀沖合の前島に繋船碇泊しており、「今夜必戦之覚悟」の様子であることが報告される。

6月9日雨天、第二奇兵隊軍監の林半七が、大島の大洲三郎から聞き取った内容を報告している。8日の朝に伊保田へ賊兵が150人、油宇村へ1000人ほど上陸し、所々を調べて引き上げた。また、9日朝には、久賀沖から大砲を2発砲撃して久賀へ1丁半(150m)まで近づいたが上陸せず逃げ去り、夕八ツ時頃(14~15時)に1艘が久賀沖に戻り、さらに蒸気船5艘が繋船している。

また、第二奇兵隊は、山口の長州藩政府(政事堂)に「賊兵遂ニ大島郡エ襲来候付、惣指揮之差図ヲ以て援トシテ一小队右近辺エ差出申候」と、応援のために兵を出すことを届け出ている。林半七等は遠崎まで出張したが、大島への渡海は許可されなかった。

6月10日雨天、林半七から、久賀沖の前島に2艘碇泊しているが、九ツ時(正午)まで何も起らないので、今日は兵士に酒を吞ませて「英

気ヲ養セ置」くとの報告がある。

6月11日晴天、巳ノ中刻(10時)、林半七から世良修蔵に次の急報がある。10日の夜に渡来した蒸気船が、今朝五ツ半時(8時)に帆船1艘・和船4艘を引き連れ、久賀へ向けて頻りに発砲し、さらに五百石ほどの和船3艘・小船4艘を引き連れ久賀を砲撃している。昼八ツ時(14時)には、宗旨^(光カ)の浜辺から幕府兵が400人ほど上陸し合戦となり、安下庄にも上陸したという報知を受けたこと、大島郡代官所が「持固メ無覚束」として援兵を求めてきたことが報告される。

ここで、諸隊の大島派遣について検討を加えておく。6月11日の段階では、まだ諸隊は戦闘に参加しておらず、幕府軍の上陸に対して、大島郡代官齊藤市郎兵衛の率いる隊などが応戦していた。しかし、齊藤等が11日に遠崎へ退去したため、大島は幕府軍に占拠される。第二奇兵隊の内部では、大島に渡海するかどうかをめぐり、議論が分かれていた。そのなか、12日の朝六ツ時(6時)、第二奇兵隊の元に藩政府から次の命令が届いている。藩政府は、7日以降の戦況報告を受けて、10日付で第二奇兵隊と浩武隊に「此度賊兵大島郡襲来候付、為応援彼地急速出張被仰付候事」と、応援のため大島に進軍することを命じていた。また、同時に丙寅丸にも「幕兵大島郡へ襲来に付、為応援同郡海へ被差越候事^(高杉晋作)¹⁰⁾」と、大島行きを命じ、谷潜蔵に乘組みを命じていた。よって、第二奇兵隊等の大島渡海はその時期を待つことになったのである。

6月12日、丙寅丸は、八ツ時頃(14時)に遠崎に着岸した。夜九ツ頃(0時)から久賀沖の幕府の船に数十発砲撃し、そのまま三田尻方面へ帰帆した。

6月13日の暮六ツ時(6時)、上関県令から、幕府軍艦の「不士山」が、上関に襲来しているとして応援要請がくる。また、「丙寅丸上関出帆之程粗承り、如何之御手筈ニ候哉ト存候」と、切迫した状況で丙寅丸が帰帆したことに疑問をもっている。第二奇兵隊は、まず、援兵に応じることを答え、丙寅丸については「孰レ富士山トカヲ合シテハ大キニ失利之義承知之事故、昨夜事件ニテ一先引取候」と答えている。丙寅丸が久賀の幕府軍艦を砲撃した時には、富士山丸は松山方面に出ていた。丙寅丸がおよそ200tに対し、富士山丸は1000tで12門の大砲を備えていたため、富士山丸と戦うことは戦力の差から不利であり、それを避けるために帰帆したことがわかる。

6月14日、木戸孝允等の連名で、幕府に占拠

された大島を取り返すため、「大島郡取^(マ)帰^(マ)之一策」を命じている¹¹⁾。また、藩政府は、「賊彼島掠奪之勢ニ乗シ、引統室津港等エ遂ニ出掛可ハ必然ニ可有之、(中略)上ノ関口襲来候テ、亦候大島之覆轍立至リ候テハ不相濟事ニ付」と、幕府軍の上関襲来を危惧している。そして、大島奪還に目途がついたならば、上関の諸兵と共に「防戦」することを命じている。幕府軍が大島口を突破し、長州藩領を瀬戸内海から攻撃されることは、軍艦の戦力差から考えても致命的であったと考えられる。藩政府は、大島口を東部の要と認識していたといえる¹²⁾。

6月15日、九ツ時(0時)、妙円寺に集まった第二奇兵隊は遠崎から乗船し、小松開作に着船する。未時(14時頃)、本陣の屋代西蓮寺で昼食をとり、石観音を越えて安下庄の普門寺に進軍し、松山兵を追い払って本陣に戻る。

6月16日晴天、四ツ時(10時)、久賀へ攻め入るため山上に登る。幕府軍松山兵勢が、石観音清水峠・源明峠^(石んめい)・笛吹峠^(ふえふき)に分れて押し寄せてくる。石観音清水峠の頂上は第二奇兵隊、浩武隊はその南側、源明峠・笛吹峠は大島郡軍勢(護国隊・農兵など)が担当し、七ツ時分(16時)まで戦う。松山勢は大敗北し、安下庄からすべての兵が出帆する。

6月17日晴天、今朝六ツ時(6時)、安下庄へ進軍し、浩武隊が松山勢の残兵を捕らえる。大島郡軍勢は、笛吹峠・源明峠から進軍する。普門寺峠から久賀へ攻め入り、九ツ時(12時)から暮六ツ(18時)まで大合戦におよぶ。松山勢は敗退して乗船したため、引き揚げる。

6月18日晴天、今朝、普門寺口など三ヶ所に番兵を残し、屋代西蓮寺に引き揚げる。

6月19日晴天、朝、幕府軍艦1艘・帆船和船15・16艘が久賀沖に碇泊し、久賀海辺の民家に立ち入り、農具や食料を船に積み込み、人家を焼き払う。

6月20日晴天、朝六ツ時(6時)頃から幕府の船が残らず出帆し、芸州方面へ逃げ去る。

大島口は、一旦は幕府軍松山兵に占拠されるが、長州藩政府の応援命令後、第二奇兵隊などの進軍によって大島奪還に成功したのである。

以上のような戦闘経緯をみると、長州藩政府は、時期を見ながら諸隊に進軍を命じている。幕府から開戦したために止むを得ず「防戦」という順序を踏むことで、長州藩に正義があることを他藩に示そうとしたのである¹³⁾。また、長州藩は、捕らえた松山兵を「誅罰」し、その高札に「右皇

国之大道ヲ忘レ、正義之國ニ立入、人民ヲ苦メ、其罪不容天地、依之誅罰者也」と記している。幕長戦争において、長州藩を「正義之國」とし、松山藩を「皇国之大道」を忘れた藩として非難している。このことから、一貫して自らを「正義」とする立場をとったことがわかる。

3. 長州藩と松山藩の会見

6月7日の大島口開戦後、13日に芸州口、17日に石州口・小倉口の戦闘が開始される。大島口では6月20日までに松山兵が退去した。小倉口でも8月1日に小倉城が自焼している。その間、7月20日には将軍徳川家茂が死去しており、名代として進発しようとしていた一橋慶喜は、その戦況から止戦を決定する。9月2日には、広島藩内の宮島で、幕府側の勝海舟と長州側の廣澤真臣等による休戦協定が結ばれた。実質的には、この段階で長州藩の勝利が決定したとみることができる。このような戦争終結に対し、長州藩と薩摩藩は、幕府権威が衰退したと認識した。そして、薩長盟約において第一の目的とした朝廷の権威を回復する機会と捉え、両藩の連携を強化する¹⁴⁾。

幕府軍として参戦した諸藩は、どのように戦争終結を認識したのだろうか。大島口に出兵した松山藩は、休戦後、会見のために長州藩を訪れている。その内容を詳しくみることで、幕府に対する認識を検討したい。

第一回目の交渉は、『修訂防長回天史』八によると以下のように行われた¹⁵⁾。11月15日、松山藩主松平隠岐守の使者として郡奉行の奥平三左衛門・代官役の矢島大之進、以下24名が小松開作に着船する。第二奇兵隊の林半七・浩武隊の遠田余之允が、矢田部弥左衛門方において応接している。奥平等は藩主口上の内容を次のように伝えた。

(1853/4)
癸丑以来攘夷之儀は御同論に有之候処、如何様之御次第貫徹不仕、就中より行違に相成、既に当夏幕府より軍艦を以て頗に大島郡へ討入之儀迫込、①素より其節是非を糺、諫訴をも可致候処、小国微力之國柄、時之勢に畏縮し、偏に天幕之命とのみ相考、輕易に出兵、戦之次第も立てず、②軍事出先之者疎暴に討入、農家等放火、家財焼失致させ、実に絶言語不相濟次第、其後御防戦と相成、早速大開致し、致帰国候に付夫々不束之次第取糺、至当之罰方申付候内、将軍御不幸に付休兵之儀被仰出、③猶又其後事情相窺候処、討入之儀至当にても無之、今更悔悟、君臣共皇国之大

義を大に誤、上天朝且諸侯へも不相濟儀に付、差当り御藩に御詫申達候様に申付候、何分右之趣御熟考之上、憤怒消滅御鎮撫方之儀偏に奉願候

まず、松山藩が大島に出兵した経緯について述べている。松山藩は、攘夷方針を藩内に貫徹できないまま、幕府から出兵を迫られた。それに対して、傍線部①にあるように、微力であり、時勢にも畏縮してしまい、朝廷・幕府からの命令と考えて輕易に出兵したとする。出兵命令に対して「是非を糺、諫訴をも可致」と、幕府を諫めるべきであったとしていることから、松山藩は幕長戦争における幕府の非を認識していたことになる。

次に、傍線部②にあるように、出兵した兵士の「疎暴」を謝罪している。大島口の戦闘経緯でみてきたように、松山兵は久賀や安下庄において、民家の放火や掠奪を行っていた。それに対して、松山藩は、戦の順序も立てずに乱暴に討入り、農家等を放火し、家財を焼失させたことは言語道断とし、兵士の帰国後に適切な罰を申し付けたとする。休戦後、傍線部③にあるように、松山藩主父子は長州藩への出兵が適切ではなかったことを悔悟し、「皇国之大義を大に誤」り、「上天朝且諸侯へも」濟まないで長州藩へのお詫びを使者に申し付けたとする。そして、長州藩に松山藩に対する「憤怒消滅」と「鎮撫」を申し入れている。

また、林半七等が「大義を誤」ったとするしるしを残すように求めたところ、翌日に松山藩は次のような別紙を差し出している。

先達て弊藩小兵を以て御当地安下庄村へ討入候始末、皇国之大義猶又失律行違之事件君臣共悔悟罷在申候、此旨内々御達置被下度旨御頼可申との内命に御座候

以上のことから、第一回の会見では、松山藩は幕府に迫られ、断ることができずに出兵したことを強調している。幕長戦争に対する幕府の非を認め、出兵が朝廷に対する「大義」(忠義)を誤るものであったと悔悟していることを示した。そして、兵士の粗暴を「失律」(規律を失する)とし、長州藩内の「憤怒」を鎮めるよう依頼したのである。この時点では、松山藩は長州藩が正義であることを認める立場とみることができる。

しかし、第一回目の交渉後、松山藩世子松平伊予守が幕府に報告した内容では立場が異なる。「松山藩世子幕府へ上書其外」(毛利家文庫、山口県文書館蔵)によると、以下のようなやりとりがあったことがわかる。

12月5日、一橋慶喜が将軍職に就任する。松

山藩世子は、江戸城で將軍慶喜に拝謁し、再び長州藩への使者派遣の許可を求めている¹⁶⁾。そのなかで、11月の長州藩との会見を「不束之至」であったとする。そして、「軍律失却」は「兵家之習」であり謝る道理はないが、「逸民失律を憤、万一私闘候而は不本意之事」と、長州藩側の民衆が松山兵の粗暴を憤り、「私闘」になることは不本意なので、改めて「失律挨拶」の使者を長州藩に差し出す必要があると申し出たのである。

それに対して幕府は、「軍律不行届之儀は以使者挨拶致候義不苦」と、使者派遣を許可している。さらに、軽率に武力を用いるべきではないとしながら、「自彼軽挙暴動有之は防戦ニ及、是至当之事」と、もし長州藩から暴動を起した場合には「防戦」するのは当然とした。

このようにして派遣許可の幕令を受けた松山藩は、次のことを藩内に布告した。幕府は「失律之儀」のみ使者を派遣することを許可した。もし長州藩が「失律挨拶」の他に要求をしてきた場合は、談判がこじれて長州藩側から「争端」を開く可能性もある。そのときには「防戦之覚悟」であるので、「一同も決心」しておくようにと、再び長州藩と戦闘する覚悟を示したのである。

さらに、松山藩世子の直達では、幕府が再び長州藩に出兵することをほのめかしている。

此度上京、方今之形勢御直ニ相窺候而は御多端、御用向何共可申上様も無之恐入候次第、其中、長防禦所置之儀は相伺候処同処形勢不穩、弥以御捨置ニ不相成御振張可被遊旨、尤解兵御触は深思食も有之義と上意有之、家来共心を弛め不申様、急速出張忠誠を抽候様精々可心掛、尤火急差図之節手纏無之様覚悟可罷在候

この直達は、長州出兵の解兵令が慶応3年1月23日なので、それ以降に出されたものと考えられる。松山藩世子は、幕府が、長州藩の形勢が不穩であるため解兵後も長州藩に出兵する考えがあるとし、藩内に気持ちを緩めず、出兵の覚悟をしておくように命じた。

松山藩は、11月の第一回会見では、長州藩への出兵が「皇国之大義」を誤ったことを悔悟していた。しかし、松山藩世子の幕府への報告以降は、兵士の「失律」のみが謝罪の対象となっている。さらに、幕府の長州再出兵に対しても応じる立場をとっているのである。

幕府から使者派遣の許可を得た松山藩は、実際に長州藩とどのような会見を行ったのだろうか。「伊予松山藩応接書留」(毛利家文庫、山口県文

書館蔵)から、第二回～四回までの会見内容を追ってみよう。

2月7日、第二回の会見は三田尻(現：防府市三田尻)で行われた。松山藩からは藤野立馬・篠田伝左衛門、長州藩からは木戸孝允・野村靖之介・林半七が出席している。両藩とも藩政に関わる立場からの出席である。林は、第一回目の会見に応じ、その後も松山藩を訪れていることから、仲介役として同席したと思われる。

松山藩は、「大島郡へ討入候始末」を謝罪し、これからの「御懇親御取結び」を求めた。そのために、まず、どうすれば長州藩内の「憤怒之人心」が鎮静できるかを聞きたいと申し出たのである。藤野等は、長州藩側の意見を持って帰り、改めて家老職の者が「懇親」取り結びのために伺いたいとした。それに対して、長州藩は、これまで松山藩とは人民の出入りもあって「骨肉の縁」を結んでいただけに、大島郡への出兵はかえって「憤怒」を深めた。藩内には松山藩へ押し入って事の次第を尋ねたいという者もいるが、鎮静しているところであると藩内の現状を伝えた。そして、松山藩から書面をもらえれば、それを藩内に告諭して鎮静すると答えた。そこで、松山藩の藤野等は、次のような文面を作成している。

先般大島郡へ討入候始末、疎暴並失律之事件不堪悔悟恥入申、出張先き隊長並懸り之者共、夫々責罰申付置候、将来右様不條理之暴動決而為致間布候、縦令天幕之命と有之候共、其源篤と相正し、不條理之儀ニハ出兵致間敷候

この文面に対して、長州藩側は、「出兵」は適切でないとして、傍線部を「皇国之御為不條理之儀ニハ必随従致間布候」と修正した。「出兵」を「随従」に修正したことは、出兵命令の拒否のみでなく、「不條理」であれば外交や内政すべての幕府の命令に従わないことを意味する。よって、これは、長州藩が松山藩に、今後、幕府の命令に対してどのように対応するかを迫ったものとみることができる。この時点では、長州藩の修正に応じて、「不條理」であれば従わないことを表明した文面であった。藤野等は松山藩政府でこの文面を評議し、家老連印のうえ家老の者が改めて持参すると告げて帰藩した。

2月27日、第三回の会見は宮市(現：防府市宮市町)で行われた。松山藩からは藤野立馬と他2人・家老の津田十郎兵衛、長州藩からは木戸孝允・野村靖之介が出席した。

松山藩では、藤野が持ち帰った文面に対して、「天幕へ対し如何之趣も有之」と、そのまま認め

るわけにはいかないという結論に達していた。家老の津田は、次のような口上書を差し出している。

先般大島郡へ討入候節疎暴之挙動有之、軍律不行届之段疎念之至候、就而ハ干事之者共夫々責罰申付候、将来右様之暴動不為致候心得ニ御座候、是等情実御悉知被下、御国情御鎮静預度御頼申候

松山兵の粗暴のみを謝罪し、今後についても兵士の暴動をさせないので、長州藩内を鎮静してほしいとする。藤野が持ち帰った文面に記してあった幕府に関わる内容には一切触れていない。あくまでも大島郡での粗暴を謝罪する内容になっている。この口上書に対し、長州藩側は、藩内の「怨望」を鎮撫するには心許ないとして受け取りを拒否した。津田は、長州藩政府で評議することを求めたため、野村が山口の政事堂へ持参した。宮市に戻った野村は、長州藩政府の意向が、松山の主意では「辺境防禦方等念入候様申付候覚悟」と、藩領の境界を防禦する覚悟であることを伝えた。これは、長州藩が、松山藩と再び武力衝突となることを示唆したといえる。津田は、再評議のために 10 から 15 日の猶予を求め、2月 30 日に帰藩した。

3月 20 日、第四回の会見が三田尻で行われた。松山藩からは吉岡四郎左衛門・佃高蔵・遠山九郎、長州藩からは小田村素太郎・野村靖之介が出席している。

松山藩側は、津田の帰藩後に評議した結果、主意は変わらないという結論に達したので、再び挨拶に訪れたと告げる。長州藩側は、屋代島辺りの者は松山兵の粗暴に腹を立て、すでに松山に向けて脱走した者もあり、その鎮静のために松山藩の書面を必要としたが、それができないのであれば鎮静は難しいとした。それに対して、松山藩側は、すでに 1月 23 日に解兵令も出ており、「又々騒動」を起しては恐縮なので、一応幕府へ状況を届け出て幕府の指図を待つとした。結局、松山藩は、第二回の会見時に長州藩が求めた「不條理」であれば幕府に「随従」しないとする内容を、「天幕へ奉対候而も難差出」いとして拒否した。よって、両藩の「懇親」取り結びは成立しなかったのである。松山藩は脱走者の鎮静を念押しして帰藩した。

以上、第一回から第四回までの会見の推移をみると、第二回以降、徐々に松山藩が長州藩に対して強硬姿勢をとりはじめたことがみてとれる。これは、慶応 2 年 12 月 5 日の慶喜将軍就任が大きな影響を与えたと考えられる。第一回の会見が行われた 11 月の段階は、慶喜が将軍就任を

拒否したため、7 月から将軍空位の状況が続いており、幕府権力の衰退が顕然とした時期であった。この時期の松山藩が、長州藩に全面的な謝罪と幕府の非を認める意向を示したことは、松山藩も幕府権力の衰退を認識していたためといえる。しかし、12 月に慶喜が将軍職に就任した段階で、松山藩世子は将軍に就任した慶喜に拝謁し、幕府の長州再出兵の考えを知った。このことで、松山藩は、慶喜の将軍就任によって、幕府の権威が回復したと認識したといえる。そのことが、第二回会見以降、松山藩を強硬姿勢に転じさせたのである¹⁷⁾。一貫して変わらなかったのは、大島出兵時に兵士が行った粗暴（「失律」）の謝罪である。現実問題として大島からの脱走者が松山藩領内に侵入することを危惧したためと考えられる。

戦後の松山藩との会見から、幕長戦争の長州藩勝利は諸藩に幕府権威の衰退を認識させ、幕府離れを生じさせたが、慶喜の将軍就任によって、幕府が再び諸藩に対する支配力を強めたとみることができる。

おわりに

これまで検討してきたことから、次のことがいえる。

第一に、長州藩は、幕府の権威を抑えることを目的として幕府と戦おうとした。薩長盟約において、国家復興のために朝廷の政治的権威を回復することを目的とし、幕長戦争では、幕府を非とし、その鎮静を義務として戦っている。

第二に、長州藩は、実際の戦闘において、長州藩に正義があることを他藩に示す方針をとった。大島口では、長州藩が幕府からの開戦に対し、止むを得ず「防戦」するという順序を踏み、開戦後は積極的に戦っている。

第三に、幕長戦争の長州藩勝利は、幕府権威の衰退を露呈させた。大島口に出兵した松山藩は、休戦後、幕府権威の衰退を認識して長州藩に謝罪会見を行っている。しかし、慶喜の将軍就任後は、幕府権威の回復を認識し、再び強硬姿勢に転じた。

以上のことから、幕長戦争の政治的影響として、長州藩の勝利が幕府権威の衰退を露呈させ、諸藩の幕府離れを生じさせたことを挙げることができる。慶応 2 年から 3 年の政局において、幕長戦争は、幕府政治が瓦解する大きなきっかけとなったといえる。また、将軍慶喜による幕府権威の回復は、薩長盟約の目的とした朝廷の権威回復を、12 月の王政復古まで遅らせたといえる¹⁸⁾。

【註】

- 1) 田中彰『明治維新政治史研究』青木書店、1963年。
- 2) 青山忠正『明治維新と国家形成』吉川弘文館、2000年。三宅紹宣「薩長盟約の歴史的意義」『日本歴史』第647号、2002年。拙稿「幕末期における木戸孝允の対幕意識—第二次長州出兵段階を中心として—」『山口県地方史研究』第85号、2001年。
- 3) 慶応2年1月23日坂本龍馬宛木戸孝允書翰（『木戸孝允文書』二〈日本史籍協会叢書〉東京大学出版会、復刻1971年）136～140頁。
- 4) 薩長盟約の具体的方策に関しては豊富な研究の蓄積がある。なかでも三宅紹宣氏の見解に示唆を得ている（前掲「薩長盟約の歴史的意義」）。
- 5) 「幕府軍迎撃の軍令条々」（『山口県史 史料編 幕末維新6』山口県、2001年、554・555頁。）
- 6) 木戸孝允は、老中小笠原長行の書翰を入手し、幕府が命令に逆らう藩に対して「誅征」を尽す方針であることを認識している（拙稿「幕長戦争段階における木戸孝允の政治構想」『広島大学大学院教育学研究科紀要 第二部（文化教育開発関連領域）』第51号、2002年参照）。
- 7) 慶応元（1865）年11月19日、幕府は、「上関口討手」として松山藩藩主の松平隠岐守・世子の松平式部大輔を割り当てている（「征長一件」毛利家文庫、山口県文書館蔵）。松山藩は、家門であり、徳川家とは親戚関係にあたる。
- 8) 「日記」から地名などを抜粋して作成（「白地図 KenMap」地図画像を編集）。当時、普門寺は日前村にあった（『防長風土注進案1』山口県文書館、1961年）。大島口の戦いで消失したため、現在の安下庄に再建された。
- 9) 幕長戦争は、幕府軍艦の上関砲撃によって開戦するが、開戦日については6月6日説と7日説がある。第二奇兵隊の「日記」には、6日の大島郡代官所からの報告に、宮島・大竹を探索してきた者の情報として、「宮島ニて幕府兵勢揃致七日出帆、岩国大島郡二手ニ別レ攻入候段風説有之由」とあり、幕府軍が宮島を7日出帆して大島郡を攻める予定であったことがわかる。また、7日の阿月からの報告には、「正九ツ時阿月沖合に蒸気船式艘上筋エ通船仕り」と、7日の正午に阿月で蒸気船が目撃されたことがわかる。この蒸気船は巳刻に上関周辺を砲撃した幕府軍艦と考えられることから、開戦日は7日であった可能性が高いと考える。
- 10) 前掲『修訂防長回天史』八、415頁。
- 11) 「日記」には、「大島郡取帰之一策」とあるが、命令の全体的な内容から「取帰」は取り返すを意味していると判断した。
- 12) 長州藩政府の大島口に対する認識については、軍事指揮をとった大村益次郎が、「若し敵の来襲に遇はば之れ（大島）を棄るの覚悟」（前掲『修訂防長回天史』八、408頁）であったことがよく取り上げられる。実際の戦闘経緯をみると、藩政府が大島を要地としていたことは明らかであり、大村の計画は、戦略的に幕府から開戦させようとしたものと考えられる。
- 13) 長州藩は、開戦前の4月9日に第二奇兵隊の一部が倉敷の幕府代官所を襲撃した際、それを脱走として幕府に届け、厳罰の処分令を出した。長州藩から開戦したと見なされないための対処と考えられる（拙稿「幕長戦争段階における木戸孝允の政治構想」参照）。また、木戸孝允は、開戦直前の段階で第二奇兵隊軍監の林半七等に「彼より速に兵端を弥相発し候得は無此上次第（中略）一日も戦は急き候事なれども天下に示し候処は不得止干戈を以立と申処を相徹し度」と、幕府から開戦させること、止むを得ない戦争であることを他藩に示すことを指示していた（慶応2年6月4日林友幸等宛木戸孝允書翰〈前掲『木戸孝允文書』二〉194・195頁）。
- 14) 前掲「幕長戦争段階における木戸孝允の政治構想」参照。
- 15) 前掲『修訂防長回天史』八、425～429頁。
- 16) 「松山藩世子幕府へ上書其外」には、松山藩世子が拜謁した日が9日とのみ記されている。家茂が死去してから將軍空位が続き、慶喜が將軍職についたのが12月5日である。長州藩と松山藩の第一回会見は11月15日に行われており、第二回は2月7日に行われることから、12月9日と翌慶応3年1月9日が考えられる。
- 17) 慶応3年3月、木戸孝允は、「関東政令一新兵馬之制亦頗可見者あり、一橋之胆略決して不可侮」（『幕末維新史料叢書七 回天実記 土方久元』新人物往来社、1969年、311頁）と、幕府の軍制改革に対して將軍慶喜の知略を侮るべきではないと危険視している。長州藩内においても、慶喜將軍就任後、幕府権威の回復を認識していた（拙稿「幕末期における木戸孝允の政治構想—慶応三年を中心として—」『史学研究』第237号、2002年参照）。
- 18) 慶応3年の政治状況は、前掲「幕末期における木戸孝允の政治構想—慶応三年を中心として—」参照。